

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例												
主管課	人事課												
根拠法令等													
<p>【改正の概要】</p> <p>知事等及び職員の給与について、更なる減額措置を実施する。</p> <p>〔改正条例〕</p> <p>○知事等及び職員の給与の特例に関する条例</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>○特別職の減額率</p> <p>＜給料＞</p> <p>知事：30% 副知事：20% 教育長、管理者、常勤監査委員：17%</p> <p>＜期末手当＞</p> <p>減額後の給料の月額による額</p> <p>○一般職の減額率</p> <p>＜給料＞</p> <p>特定幹部職員：9.77% 管理職員：7.77% 一般職員：6.77% 若年層職員：3.77%</p> <p>＜期末勤勉手当＞</p> <p>減額なし</p> <p>＜管理職手当＞</p> <p>一律10%</p> <p>＜給料を算出基礎とする手当＞</p> <p>減額後の給料の月額による額（期末勤勉手当、退職手当を除く）</p>													
施行日	平成25年7月1日												
<p>【その他参考事項】</p> <p>○職員の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定幹部職員</td> <td>管理職手当を支給される職員のうち、管理・監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>管理職手当を支給される職員（特定幹部職員を除く）</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>上記以外の職員で、期末手当の加算を受けるもの</td> </tr> <tr> <td>若年層職員</td> <td>期末手当の加算を受けないもの</td> </tr> </tbody> </table>				区分	対象者	特定幹部職員	管理職手当を支給される職員のうち、管理・監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるもの	管理職員	管理職手当を支給される職員（特定幹部職員を除く）	一般職員	上記以外の職員で、期末手当の加算を受けるもの	若年層職員	期末手当の加算を受けないもの
区分	対象者												
特定幹部職員	管理職手当を支給される職員のうち、管理・監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるもの												
管理職員	管理職手当を支給される職員（特定幹部職員を除く）												
一般職員	上記以外の職員で、期末手当の加算を受けるもの												
若年層職員	期末手当の加算を受けないもの												